

用語の解説

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

・ 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

2 従業者

平成24年2月1日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

・ 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を営んでいる人をいう。なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人である。

・ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

・ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

・ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成23年12月と平成24年1月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

・ 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

・ 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人をいう。

・ 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

・ 他への出向・派遣従業者

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

3 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

4 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として平成23年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成

19年11月改定)に基づき分類している。なお、
確報集計においては、原則として細分類に基づき
分類している。

5 経営組織

・ 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合
も個人経営に含まれる。

・ 法人

法律の規定によって法人格を認められているも
のが事業を営んでいる場合をいう。以下の会社
及び会社以外の法人が該当する。

・ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合
資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立さ
れた法人の支店、営業所などで、会社法(平成17
年法律第86号)の規定により日本で登記したも
のをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経
営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国
の会社ではない。

・ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く
法人をいう。

例えば、独立行政法人、社団法人、財団法人、
社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、
農(漁)業協同組合、事業協同組合、労働組合(法
人格を持つもの)、共済組合、国民健康保険組合、
信用金庫などが含まれる。

・ 法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労
働組合(法人格を持たないもの)などが含まれる。

6 企業等

事業・活動を行う法人(外国の会社を除く。)又
は個人経営の事業所をいう。個人経営であって同
一の経営者が複数の事業所を営んでいる場合は、
それらはまとめて一つの企業となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、
相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社
以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全
体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけ
で企業としている。

7 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合
名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を
含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事
業所だけで会社企業としている。

8 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体
の売上(収入)金額や主な事業の種類(原則とし
て企業全体の平成23年1年間の総収入額又は総
販売額の最も多いもの)により分類している。な
お、確報集計においては、原則として小分類に基
づき分類している。

9 売上(収入)金額

商品等の販売額又は役務の提供によって実現し
た売上高、営業収益、完成工事高など。有価証券、
土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、
財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融
業、保険業」の会社、会社以外の法人及び法人で
ない団体の場合は経常収益としている。

10 事業活動

事業所又は企業等の産業分類を格付けする際は
原則として、売上(収入)金額の最も多い主産業
によるが、実際には主産業以外にも複数の事業を
行っている場合があり、行っている事業を売上(収
入)金額で捉えたものをいう。